神奈川県高校生等奨学給付金（国公立高等学校等）支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

⑴　高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、次に掲げる高等学校等

ア　国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

イ　地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

⑵　高等学校等専攻科

国又は地方公共団体が設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。

ア　大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

イ　国家資格者養成課程を有するもの

⑶　高校生等

次に掲げるいずれかの要件を満たす者。

ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年４月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者を除く。

ア　法第３条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）

イ　高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年４

月１日文部科学大臣決定。以下「学び直し支援金に係る補助金交付要綱」という。）第３条に規定する学び直し支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の高等部に通う者を除く。）

ウ　高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定。以下「専攻科支援金に係る補助金交付要綱」という。）第３条又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定。以下「国立学校専攻科支援金に係る補助金交付要綱」という。）第３条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）

エ　法、学び直し支援金に係る補助金交付要綱、専攻科支援金に係る補助金交付要綱又は国立学校専攻科支援金に係る補助金交付要綱に規定する保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者に該当する場合であって、別紙２に定める家計急変世帯への支援の対象となる世帯の者

⑷　保護者等

法第３条第２項第３号、同法施行令第１条第１項及び同法施行規則第２条第２項に規定する保護者等とする。

ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等については、専攻科支援金に係る補助金交付要綱第３条第１項第４号又は国立学校専攻科支援金に係る補助金交付要綱第３条第１項第４号に規定する生計維持者とする。

（支給を受けることができる世帯の資格）

第３条　高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当するものとする。

⑴　神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

⑵　７月１日現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）

ただし、対象となる高校生等が高等学校等専攻科に通う高校生等の場合は非課税世帯に限る。

⑶　７月１日現在、高等学校等又は高等学校等専攻科に高校生等が在籍している世帯

ただし、７月以降に入学することが定められている高等学校等及び高等学校等専攻科の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、７月１日現在、休学している高校生等は、当該年度の 11 月 30 日までに復学している場合に限り支給す

るものとする。

（奨学給付金の支給）

第４条　神奈川県教育委員会は、毎年度、予算の範囲内において、前条に該当する世帯の保護者等に対して、次に掲げる授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、奨学給付金を支給する。

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、入学学用品費、修学旅行費等

（奨学給付金の額）

第５条　奨学給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

⑴　生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

高等学校等に通う高校生等　　１人当たり年額　32,300 円

⑵　非課税世帯に扶養されている高校生等（前号の場合を除く。）

ア　通信制以外の高等学校等に通う高校生等

１人当たり年額 117,100 円

イ　通信制の高等学校等に通う高校生等

１人当たり年額 50,500 円

ウ　高等学校等専攻科に通う高校生等

１人当たり年額 50,500 円

エ　２人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等

１人当たり年額 143,700 円

オ　当該世帯に扶養されている高校生等以外に、７月１日現在、15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等

１人当たり年額 143,700 円

２　前項第２号の規定にかかわらず、通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等については全て１人当たり年額 50,500 円、高等学校等専攻科に通う高校生等については全て１人当たり年額 50,500 円を支給し、通信制以外の高等学校等に通う高校生等については全て１人当たり年額 143,700 円を支給する。

（支給の回数）

第６条　支給の回数は、一人の高校生等につき年１回、次の各号の区分に応じた回数を上限とする。

⑴　全日制の高等学校等に通う高校生等　通算３回

ただし、第２条第３号イに該当する場合は、この回数に加えて１回支給すること

ができるものとする。

⑵　定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等　通算４回

ただし、第２条第３号イに該当する場合は、この回数に加えて最大で２回まで支給することができるものとする。

⑶　高等学校等専攻科に通う高校生等　通算２回（当該高校生等の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が１年の場合は１回）

（奨学給付金の申請）

第７条　奨学給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等は、高校生等奨学給付金受給申請書（第１号様式）に、次の書類を添付して、原則として学校長を経由して神奈川県教育委員会に提出するものとする。

⑴　生活保護受給世帯

ア　生活保護法第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第２号様式）又は生業扶助の措置状況がわかる証明書

イ　奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

⑵　非課税世帯

ア　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類又は保護者等全員の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号）がわかる書類

ただし、対象となる高校生等が高等学校等専攻科に通う高校生等の場合は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類に限る。

イ　７月１日現在、高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類

ウ　７月１日現在、高校生等以外に、15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その扶養状況がわかる書類

エ　奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

２　前項に規定する添付書類のうち、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請等と重複する書類は提出を省略することができるものとする。

（学校長の確認）

第８条　保護者等が行う前条第１項の申請には、７月１日現在在学した学校に納付する授業料以外の納付金等（以下「納付金等」という。）に未済がないことについて、７月１日現在在学した学校の長の確認を要するものとする。

（委任状）

第９条　前条において、納付金等に未済があるときは、保護者等は、奨学給付金を当該

未済に充てることについて、学校長に委任するものとする。
２　前項に規定する委任をする場合にあっては、保護者等は、奨学給付金を学校長に支払うことについて、神奈川県教育委員会に委任するものとする。

（支給の認定）
第10条　神奈川県教育委員会は、第７条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の認定又は不認定の決定をするものとする。
２　神奈川県教育委員会は、支給の認定を決定したときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書（第３号様式）を、支給の不認定の決定をしたときは、高校生等奨学給付金不支給決定通知書（第４号様式）を、保護者等に通知するものとする。

（支給の方法）
第11条　神奈川県教育委員会は、前条第１項の規定により支給の認定を決定した保護者等に対して奨学給付金を支給するものとする。ただし、納付金等に未済があり、第９条に規定する委任があったときは、未済の額を上限として、奨学給付金を学校長に支給するものとする。

（支出負担行為の委任）
第12条　第４条の奨学給付金の支給について、７月１日現在在学した学校が神奈川県立学校である場合は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第５号）第19条第１項第９号の規定により、７月１日現在在学した神奈川県立学校の長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱の規定中「神奈川県教育委員会」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

（その他）
第13条　新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）については、別紙１により取扱うものとする。
２　家計急変世帯への支援については、別紙２により取扱うものとする。
この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附　則
この要綱は、平成26年７月17日から施行し、平成26年７月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成27年４月30日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年４月21日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年４月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月 21 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年２月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月 14 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月 19 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月 21 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別紙１

新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について

１　概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生のうち４～６月分に相当する額（以下「４～６月分相当額」という。）の前倒し給付を希望する者に対して、前年度の課税証明書等及び４月１日現在の状況に基づき、４～６月分相当額の給付を行うことができるものとする。

この場合、７月～翌年３月分に相当する額（以下「７～３月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び７月１日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から４～６月分相当額を差し引いた額とする。

２　対象世帯について

⑴　生活保護受給世帯の新入生について

ア　新入生に対して４～６月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第３条第２号に定める「生活保護受給世帯」であることについて、４月１日現在の生業扶助の措置状況を証明書により確認し、第５条第１項第１号に定める単価に４分の１を乗じた額を給付することとする。

イ　７～３月分相当額の給付については、７月１日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から４～６月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、４～６月分相当額が７月１日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、４～６月分相当額を年額とする。

⑵　非課税世帯の新入生について

ア　新入生に対して４～６月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第３条第２号に定める「非課税世帯」であることについて、前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類により確認し、第５条第１項第２号及び第２項に定める単価に４分の１を乗じた額を給付することとする。

イ　７～３月分相当額の給付については、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）から４～６月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、４～６月分相当額が７月１日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、４～６月分相当額を年額とする。

ウ　７～３月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、７月２日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、別紙２に定める家計急変世帯への支援の対象とする。

その際、家計急変の発生した日の属する月の翌月１日現在（家計急変の発生した日が月の初日の場合は当該日）の状況に基づく給付額から４～６月分相当

額を差し引く必要はないが、第５条に定める単価を超えて給付することはできない。

３　事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱いと同様とする。

この場合、７月１日現在の状況によることとしているものについては、４～６月分においては４月１日現在の状況によることとする。

別紙２

家計急変世帯への支援について

１　概要

家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、高校生等奨学給付金の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として、高校生等奨学給付金の給付を行うことができるものとする。

２　対象世帯について

⑴　家計急変による経済的理由から、第３条第２号に定める「非課税世帯」に相当すると認められる者を対象とする。

⑵　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は、誓約・委任欄及び対象となる高校生等の健康保険証等の写しにより行う。

⑶　給付額及び家計の状況の確認

ア　新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合

（ア）７月１日以前に家計が急変し、12 月 15 日（12 月 15 日が県の休日（神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第５条第１項第２号及び第２項に定める単価を給付する。

（イ）７月２日以降に家計が急変し、12 月 15 日（12 月 15 日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第５条第１項第２号及び第２項に定める単価に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月。以下同じ。）から３月までの月数を乗じた額を 12 で除した額を給付する。

（ウ）（ア）・（イ）いずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

イ　新入生に対する前倒し給付を行う場合

（ア）４月１日以前に家計が急変し、６月 30 日までに申請のあった者には、第５条第１項第２号及び第２項に定める単価に４分の１を乗じた額を給付する。

（イ）４月２日以降に家計が急変し、申請のあった者には、アと同様の取扱いにより給付する。

（ウ）（ア）・（イ）いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

⑷　給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

３　事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱い（新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い）と同様とする。

この場合、７月１日現在の状況によることとしているものについて、家計急変支援においては、原則として、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は当該月）の１日現在の状況によることとする。

４　家計の状況の確認方法について

家計の状況の確認方法は次のとおりとする。

⑴　確認書類

高校生等奨学給付金を受けようとする者が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

（確認書類の例）

①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

②課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）

③扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

⑵　収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後１年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

＜所得割合算額の見込が非課税の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
３人世帯	2,214,286 円未満
４人世帯	2,714,286 円未満
５人世帯	3,214,286 円未満

※上記に該当しない世帯の例は、別に定める。

⑶　年収見込額の推計等

・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。

・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

3 か月の平均給与月額×12 月